

事 務 連 絡
令和元年 10 月 30 日

ポリ塩化ビフェニルを含有する可能性のある塗膜のサンプリング方法について
(周知依頼)

経済産業省産業技術環境局環境管理推進室

日頃より、経済産業行政へのご理解・ご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有塗膜の把握については、平成 30 年 12 月 7 日の事務連絡にてお知らせしたところであり、PCB 含有塗料の使用実績における特定が困難な調査対象施設等においては、塗膜のサンプルを採取し、含有量試験を行い、濃度に応じ適切に取り扱うこととしておりました。

今般、低濃度 PCB 汚染物への該当性判断にあたってのサンプリング方法を環境省が策定し、都道府県及び政令市の廃棄物担当部局に対し、「ポリ塩化ビフェニルを含有する可能性のある塗膜のサンプリング方法について（通知）」（環循規発第 1910114 号、環循施発第 1910113 号）のとおり通知がなされましたので、その旨お知らせいたします。

なお、当該サンプリング方法は、PCB を含有する可能性のある塗膜のサンプリングを実施する上での基本的な方法を示したものであり、今後実施するサンプリングに適用されることが望ましく、既にサンプリングに着手済みの施設について遡及的に適用する必要はありません。

また、サンプリングを行う際は、直近の塗替え工事における工区等（塗装工区等に係る情報例）や同種施設の塗装方法を参考とするなど、施設に応じて事業者の判断において、実施箇所を適宜選定のうえ、作業員の安全確保や効率性、周辺環境への PCB の飛散・流出等の防止の観点から必要な事項及び施設の種類に対応する関係法令を遵守し、適切に実施いただくようお願いいたします。

つきましては、貴団体内及び貴団体に所属する事業者等におかれましても、上記事項について周知を図っていただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

<資料>

- ポリ塩化ビフェニルを含有する可能性のある塗膜のサンプリング方法について

<参考情報>

- PCB特別措置法に基づく届出等

- ・ポリ塩化ビフェニル（PCB）使用製品及びPCB 廃棄物の期限内処理に向けて（パンフレット）（環境省ホームページ）

<http://www.env.go.jp/recycle/poly/pcb-pamph/full19rr.pdf>

- ・ポリ塩化ビフェニル（PCB）早期処理情報サイト（環境省ホームページ）

http://www.env.go.jp/recycle/poly/pcb_soukishori/

- ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）ホームページ

<http://www.jesconet.co.jp/>

<本事務連絡に関する問合せ先>

経済産業省産業技術環境局環境管理推進室

担当：石堂、合田

TEL：03-3501-4665